

# 訴 状

平成 年 月 日

地方裁判所 御 中

原告 住 所  
氏 名

被告 住 所  
氏 名

## 《事務管理に基づく費用償還請求事件》

訴訟物の価額 金 円  
貼用印紙額 金 円

### 【請求の趣旨】

- 1 被告は、原告に対し、金 円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

### 【請求の原因】

#### 第1 当事者

- 1、原告は、 県 市内に居住する者である。
- 2、他方、被告は、 県 市内において、家庭動物に関する繁殖制限の努力義務を怠って、子が産まれると他人へ譲渡を繰り返す飼い主である。

#### 第2 事務管理に基づく費用償還請求権の存在

- 1、被告は、かねてより、動物愛護法37条の繁殖制限の努力義務を怠り、子が産まれる度に、新聞紙面を利用して里親探しを行ってきている。  
原告は、苦しむ動物を看過できない性分のため、被告のその行動を見る度に胸を痛めている。  
被告のように、不妊手術を怠って産ませた飼い主は、命をもてあまし、新聞紙面等を利用して譲渡希望者を募って譲渡して、解決策を講じたと勝手に思い込んでいる。一方、譲渡を受ける人は、子犬・子猫の愛くるしさに魅了されて、誰しもが、初めは、「一生、大切に大切に飼います。」と言って譲り受け、初めから「いずれは捨てるかも、、、いずれは処分するかも、、、いずれは虐めるかも、、、」などとという

人はいない。

現に、横浜の連続猫虐待犯は、虐殺目的で子猫を複数回に渡って手に入れているが、この犯人ですら、当初、「虐待目的で子猫をもらいにきました」と言ったことは考えにくい。

また、飼い主から見捨てられ、保健所で処分を待つ動物たちも、一度は、飼い主がどこかで産まされた子犬・子猫の愛くるしさに惹かれて「一生、大切に大切に飼います」と誓って、もとの飼い主から譲り受けたのである。

- 2、その他にも、遺棄された犬、遺棄された猫も、初めは飼い主から飼われた命であり、遺棄した飼い主は、初めは遺棄する予定はなかったはずであり、飼っているうちに飼えない状況に陥り、遺棄したのだろう。

以上の理由から、犬猫の繁殖を行った者には、遺棄されたり虐待をされたりした動物の生命を創り出したという点で、背後責任があると説明できる。

原告は、動物福祉の精神があるばかりに、被告が避妊手術を受けさせないことで、多大なる精神的苦痛を受けていた。

このため、原告は、平成 年 月 日に、被告の飼い猫が、原告の家の付近にいたのを目撃し、捕まえて、不妊手術を施した。

この際、原告は、 県 市内にある 動物病院に、避妊手術費用金 円を支払った。

- 3、原告が被告に代わって避妊手術費を出したことによって、被告には、以下の利益が生じている。

ア、被告は、自ら上記の避妊手術費用を出さずに済んだ。

イ、被告は、被告の飼育動物の子が産まれないことにより、遺棄せずに済んだ。このことは、被告が犯罪者となりうることから免れ、かつ、良心が痛まずに済んだであろう。

ウ、被告は、被告の飼育動物の子が産まれないことにより、保健所へ持ち込まずに済んだ。このことは被告の良心が痛まずに済んだであろう。

エ、被告は、被告の飼育動物の子が産まれないことにより、里親探しを行わずに済んだ。このことは、里親探しから派生する精神的・経済的な不利益から免れることができたであろう。里親探しから派生する不利益について以下に記す。

譲受人と産ませた飼い主が接触を持つことによって、産ませた飼い主（被告）は諸経費がかかり、飼い方の説明等に時間を割かれる。

譲受人が譲渡を受けた後で気が変わって、元の飼い主（被告）へ動物を返還することもある。それも元の飼い主（被告）には不利益となる。

譲受人に飼い主としての自覚がなく、動物が病気にかかった際に、元の飼い主（被告）へ医療費を請求することもある。

国（環境省）も地方自治体も個人も、繁殖による弊害を考慮し、繁殖する飼い主を言及するスタンスでいる昨今、繁殖をする飼い主に対する社会的評価はすこぶる低い。

- 4、上記の通り、原告は、被告との関係で何ら法的な義務を有しないにもかかわらず、本来であれば被告が負担すべき避妊手術費用を自ら捻出して、被告が飼育している（ 匹）に避妊手術を施した。これによって、被告は、上記アないしエの直接的間接的利益を得ている。

### 第3 結語

よって、原告は、被告に対し、被告の利益につながる行為を行ったことから、事務管理に基づく費用償還請求として、不妊手術費の全額の 円の支払いを求めるものである。

#### 証 拠 方 法

- 1 甲第1号証
- 2 甲第2号証
- 3 甲第3号証
- ・
- ・

#### 付 属 書 類

- |         |     |
|---------|-----|
| 1 訴状副本  | 1 通 |
| 2 甲号各証写 | 各1通 |
| 3 訴訟委任状 | 1 通 |

以 上